

深谷市告示第8号

市有地売却について、制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年1月10日

深谷市長 小島 進



1 入札対象物件

(1) 物件番号 土地4-7

所在及び地番	地目	地積 (m ²)
人見字中組986番	宅地	1016.19

＜解体撤去が条件となる建物＞

名称	構造等	床面積 (m ²)	建築年
旧藤沢分署	鉄筋コンクリート造・2階建	276.12	昭和47年

予定価格 - 480,000円

(2) 物件番号 土地4-8

所在及び地番	地目	地積 (m ²)
新戒字西口1187番1	宅地	1613.86

＜解体撤去が条件となる建物＞

名称	構造等	床面積 (m ²)	建築年
旧新戒文化財倉庫	鉄筋コンクリート造・2階建	700.67	昭和35年

予定価格 - 20,070,000円

※予定価格とは、あらかじめ深谷市が定めた最低売却価格をいう。

※本入札は、建物解体条件を付した一般競争入札とする。

2 建物等の解体及び撤去

- (1) 解体撤去が条件となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）を本契約締結の日から原則1年以内に落札者の責任において、解体撤去を行うものとする。これに要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 建物等の範囲は、地表以上に存在する建物等及びその他埋設物とする。

【建物等の解体撤去の条件】

ア 物件番号 土地4-7

- (ア) 旧藤沢分署の建物等を解体撤去（アスベスト除去含む）すること。
- (イ) 解体撤去後の仕上げについては整地まで行うものとし、アスファルト舗装は撤去すること。
- (ウ) 敷地内及び建物内に残存する備品等は全て撤去すること。
- (エ) 建物基礎杭（RC杭Φ300：5m×2本、4m×52本）、防火水槽、消火栓、自転車置場、敷地内側溝、浄化槽、物置、地中埋設管類、樹木（伐根含む）、柵及びその他工作物等を撤去すること。ただし、柵の基礎及び擁壁については除く。

イ 物件番号 土地4-8

- (ア) 旧新戒文化財倉庫の建物等を解体撤去（アスベスト除去含む）すること。
- (イ) 解体撤去後の仕上げについては整地まで行うものとし、アスファルト舗装は撤去すること。
- (ウ) 敷地内及び建物内に残存する備品等は全て撤去すること。
- (エ) 自転車置場、仮設トイレ、止まれの標識、地中埋設

管類、樹木（伐根含む）、塀、フェンス及びその他工作物等を撤去すること。ただし、市道幹18号及び県道に面していない塀の基礎及び擁壁、電柱（東幹21、H13、東幹左1／21）、道路用カーブミラーについては除く。

(3) 売買契約の場合は、引き渡しの日（無償譲渡契約の場合は、議決後）から解体撤去完了の日までは、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとする。

(4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に深谷市に報告するものとする。また、解体撤去が完了したときは、深谷市に完了報告書を提出することとし、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行うものとする。

(5) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等に迷惑となるよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策等、十分な対策の上で行うものとする。

(6) 解体撤去にあたっては、児童等や車両の妨げにならないように対策し、安全確保を行うものとする。

(7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。

(8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。

(9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うものとする。

3 用途制限

(1) 落札者は、物件を利用するに当たって、本契約締結の日

から10年間は、次の用途に供してはならない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用途

ウ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

エ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

(2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、

(1) の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければならない。

(4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用賃借権による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して(1)の義務を履行させなければならない。

4 所有権移転等の制限

落札者は、建物等の解体撤去が確認されるまでは、物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。

5 入札参加資格

個人又は法人を問わず参加できるが、次のいずれかに該当する

者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3
第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められる者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (4) 深谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者
- (5) その他、深谷市が契約の相手方として不適当と判断した者

6 入札募集要領等

令和5年1月10日（火）から同年3月10日（金）までの間の各日（ただし、深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）において深谷市企画財政部公共施設改革推進室で配布するほか、深谷市ホームページからダウンロードすることができる。

7 入札参加申込

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に深谷市企画財政部公共施設改革推進室に市有地制限付一般競争入札参加申込書を提出すること。

令和5年3月1日（水）から同年3月10日（金）までの間の各日 午前8時45分から午後5時まで

ただし、深谷市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。

8 入札保証金

深谷市契約規則第5条第1項により次の金額を納付すること。

(1) 物件番号 土地4-7

850,000円

(2) 物件番号 土地4-8

680,000円

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、5の(1)から(5)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

また、提出された入札参加申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。

10 入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受付ける。

(1) 入札期間

令和5年3月13日（月）から令和5年3月22日（水）まで
(必着)

(2) 送付先

〒366-8501

深谷市仲町11-1

深谷市役所公共施設改革推進室 行

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札資格の確認について虚偽の申請を行った者並びに市有地制限付一般競争入札募集要領に示す無効な入札に該当する入札は無効とする。

1.2 落札者の決定方法

開札後、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

1.3 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月24日（金）
午後2時00分から
(2) 場所 深谷市役所2階 2-4会議室

1.4 契約保証金

深谷市契約規則第28条第1項により次の金額を納付すること。

- (1) 物件番号 土地4-7
1,690,000円
(2) 物件番号 土地4-8
1,350,000円

1.5 契約の締結

契約の締結は、令和5年3月31日（金）までに行うこと。ただし、議会の議決に付すべき契約にあっては、令和5年3月31日（金）までに仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行する。

1.6 その他

この公告に定めるもののほか、本市有地売却に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則、深谷市市有地の一般競争入札実施要領及び市有地制限付一般競争入札募集要領の定めるところによる。

1.7 問合せ先

深谷市企画財政部公共施設改革推進室

電話（代表）048-571-1211

（内線）4711・4712